

議案第百六号

三朝町奨学資金貸付基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町奨学資金貸付基金条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、
本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出雅己

昭和四十四年九月九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町条例第

号

三朝町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

三朝町奨学資金貸付基金条例（昭和四十年三朝町条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「貸付」を「貸付け」に改める。

第四条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条各号列記以外の部分中「貸付」を「貸付け」に改める。

第五条中「一、五〇〇円以内において町長が定める」を「千五百円とする」に改める。

第六条第一号及び第五号中「貸付」を「貸付け」に改める。

第七条中「資金貸付の」を「資金貸付けの」に改める。

第八条中「貸付」を「貸付け」に、「事由」を「理由」に改める。

第九条中「別に」を「規則で」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。